議案第５１号

鹿沼市都市計画税条例の一部改正について

次のように改める。

令和４年５月２５日提出

鹿沼市長　佐　藤　　信

鹿沼市都市計画税条例の一部を改正する条例

鹿沼市都市計画税条例（昭和３１年鹿沼市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第１５項を附則第１６項とする。

附則第１４項中「附則第５項及び第７項」を「附則第６項及び第８項」に、「附則第５項及び第８項」を「附則第６項及び第９項」に、「附則第５項、第６項、第８項及び第９項」を「附則第６項、第７項、第９項及び第１０項」に、「附則第８項、第９項及び第１１項」を「附則第９項、第１０項及び第１２項」に、「附則第１１項」を「附則第１２項」に、「附則第１２項」を「附則第１３項」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１３項中「附則第１１項」を「附則第１２項」に改め、同項を附則第１４項とする。

附則第１２項を附則第１３項とし、附則第１１項を附則第１２項とし、附則第１０項を附則第１１項とする。

附則第９項中「附則第５項」を「附則第６項」に改め、同項を附則第１０項とする。

附則第８項中「附則第５項」を「附則第６項」に改め、同項を附則第９項とする。

附則第７項中「附則第５項」を「附則第６項」に改め、同項を附則第８項とする。

附則第６項を附則第７項とし、附則第５項を附則第６項とし、附則第４項を附則第５項とし、附則第３項の次に次の１項を加える。

（法附則第１５条第４４項の条例で定める割合）

４　法附則第１５条第４４項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の鹿沼市都市計画税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和３年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。